



平成 18 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 有機合成薬品工業株式会社
代表者名 取締役社長 西本 昌道
(コード番号 4531 東証1部)
問合せ先 総務人事部
総務グループ長 池岡 幸治
(TEL 03-3664-3980)

内部統制システムの整備に関する基本方針に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 15 日開催の取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、企業の存立を継続するためには、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、コンプライアンス推進体制(平成 16 年 3 月 26 日付「Y G Kグループ コンプライアンス・マニュアル」の制定、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会の設置およびコンプライアンス啓蒙教育の実施等)を構築し、監査室により内部監査を行う。
なお、取締役は、使用人に対しコンプライアンス啓蒙を率先垂範して行うものとする。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行、意思決定に係る情報を文書により保存し、これらの文書を文書取扱規程をはじめとする社内規程に則り、適切な保存・管理を行う。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理体制(リスク管理基本規程等の制定、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会の設置、同委員会の下に情報セキュリティ・品質・災害等の各リスクについて対応部署を中心とするワーキンググループを置き、マニュアルの作成・配布および研修・訓練の実施等)を構築し、監査室により内部監査を行う。
重要な経営判断を要する事項については、その重要度に応じて経営会議、取締役会において判断する。

4 . 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎月の定例取締役会および経営会議の開催により、経営効率の向上、意思決定の迅速化を図る。

5 . 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

上記1のコンプライアンス推進体制を企業集団で共有するとともに、子会社の重要な組織・経理・業務等に関しては、関係会社管理規程に則り、関係会社担当部署への報告・承認を通じて管理する。

6 . 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役の過半数は、社外監査役とし、取締役に対する独立性を保持しつつ、適確な相当性監査が行える体制とする。
- (2) 監査役は、内部統制の強化・充実を図るため、会計監査人および監査室と密接な連携を保ち、定期的な情報交換を行う。
- (3) 監査役は、取締役会、経営会議その他の重要会議に出席し、取締役等から重要な書類の提示を受け、また、必要な事項の調査・説明を求めることができる。
- (4) 監査役は、必要があるときは取締役に対し、監査役の職務を補助する使用人の派遣を求めることができる。また、当該使用人の任命・異動等の決定には、その独立性を確保するため、事前に監査役の同意を得るものとする。

以 上